

静岡県政務活動費の交付に関する条例第 12 条の 規定に基づく議長の調査に関する要綱

(平成 13 年 3 月 30 日制定)

(目的)

第 1 静岡県政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年静岡県条例第 39 号。以下「条例」という。）第 12 条の規定に基づく議長の調査について必要な事項を定め、政務活動費の適切な運営に資するものとする。

(状況報告)

第 2 議長は、条例第 12 条の規定に基づき必要があると認めるときは、各会派の代表者から、政務活動費の使用状況について報告を求めることができる。

(調査)

第 3 議長は、第 2 の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは各会派の代表者に対し、各会派に保管している会計帳簿及び証拠書類等の提示を求め、調査することができる。

(是正勧告)

第 4 議長は、調査の結果、政務活動費の使途が条例の趣旨に適合しないと認めるときは、各会派の代表者に対し、是正するよう勧告することができる。

(知事への報告)

第 5 議長は、第 4 の是正勧告を行ったときは、その内容を知事に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 19 日改正）

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 4 日改正）

この改正は、静岡県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成 24 年静岡県条例第 64 号）の施行の日から施行する。